## 専門実践教育訓練明示書

講座の名称	専門職学位課程 学校	経営コース									
実 施 方 法	① 通学 昼間	・ 夜間 ・ 土日	) ② 通信	スクーリン・	グ(回数 回)						
指定講座番号(15桁)	2810025		2320011		<b>—</b> 6						
講座の創設年月日	専門実践教育訓練給付 対象講座の指定期間	t金 過去一 年の講 座実績	令和4年度入		令和4年度修了者数						
平成17年4月1日	令和8年9月30E		15人		12人						
訓練期間	24ヶ月		総訓練	840時間							
1. 教育訓練目標											
①取得目標とする資格の	0名称、目標レベル	□ 職業: □ キャリ □ 専門 □ 職業: □ 情報: □ 情報: □ 第四次 □ 専門職力	□ 職業実践専門課程 ( ) □ キャリア形成促進プログラム ( ) ☑ 専門職大学院 ( 教職修士(専門職) ) □ 職業実践力育成プログラム ( ) □ 情報通信技術関係資格 ( ) □ 第四次産業革命スキル習得講座 ( ) □ 専門職大学、専門職短期大学、専門職学科 ( ) 教育訓練を通じて取得を目指す上記以外の資格等								
②①に係る資格・試験等	の実施機関名称		兵庫教育大学								
	ための要件または受験		大学院に2年以上在学し、所定の46単位(2年間の学修成果に関する最終試験を含む。)以上を修得すること。								
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・ 有利となる職種・職務:教員職務及び習得された技能・知識が活用されておいる業活用されている業界等:教育機関、行政機関、諸学校、教育産界と活用状況 業 2. 教育訓練の内容											
教 科			時間	伎	長用 教 材 名						
***************************************	·目(1単位15時間×10単	***************************************	150時間								
	(1単位15時間×26単位		390時間								
美留科目 	(1単位30時間×10単位	[)	300時間								
3. 受講者となるための要件(この講座を受講するために必要とされている条件など)											
①受講するに当たって必要な実務経験等 特になし											
②受講者が受講に最低N 技能・知識等の内容及び		i	詳細は、学生募集	要項で確認	しのこと						
③その他											
[特記事項]											

③その他	
〔特記事項〕	

	専	門	実	践	教	育	訓	練	明	示	書				
4. 教育訓練の受講	の実績及び	び目標は	達成の	<b></b>											
(1)資格取得状況					1				1-						
① 前年度の修了者数	女						12	人							
② ①に係る教育訓練	の入講者	数				1	12	人							
③ ②のうち目標資格					人	. 受	験率(③/	(2)			%				
④ ③のうち合格者数	④ ③のうち合格者数							人	. 合	格率(4)/	(3)			%	
⑤ ①(修了者数)のう	ち就職者	数 ※1					0	人							
⑥ ①(修了者数)のう	ち在職者	数 ※2	2				12	人	就職•	在職率(⑤+	6/2)	10	0.0	%	
※1 前年度の修了者								7後に就	職した	:者。					
この場合、就職															
※2 受講開始時に既			こ者で、	卒業後も	引き	売きその	の職にも	5る者及	び受請	開始時	に既に	職に就	いている	る者で、	
修了後に別の贈			A T- 4	<u></u>	, ,										
(2)受講修了者による ① 回答者総数	調座の計	半個寺(	节和4	牛及美糖	()						4 人				
	1 正社	. E										<u> </u>	**************		
			化油井	 =									②A:京	A:就業者計	
② 受講開始時の就 業状況等	2 非正			-							0 人				
X 1//20 /	3 その		乗(日语	3条寺)							0 人			4	
	4 非就								~~~		) 人	1	(Z)B:非	就業者計	
				昇格、資				) 	***************************************		1 人				
			•	希望の業	務に征	き事でき	きる				0 人		ᄷᄽᄼᆉ		
③ 就業中の受講者	3 社内外の評価が高まる									1 人	││           ③の回答数合 ├│ ※②Aと同数(又はそ				
による講座の評価	4 円滑な転職に役立つ								(	0 人			以下)		
	5 趣味・教養に役立つ									1 人					
	6 その他の効果									1 人					
	7 特に	効果は	ない			*****************			****	(	) 人			4	
	1 早期	に就職	できる							(	) 人				
	2 希望の職種・業界で就職できる							(	) 人	 -  ④の回答数合計					
④ 就業していない 受講者による講座の	3 より良い条件(賃金等)で就職できる							(	) 人	、 ※②Bと同数(又はそれり下)					
評価	4 趣味・教養に役立つ							(	) 人						
	5 その他の効果							(	) 人						
	6 特に効果はない							(	人(	]		0			
	1 受講	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した						(	人(	] <sub>(5</sub>	· の回答	数合計			
⑤ 受講者の就業状	2 受講修了後3~6か月以内に就職した							(	) 人		数(又はそ				
況	3 受講修了後6~12か月以内に就職した							(	0 人		れ以下	)			
	4 就職していない							(	0 人	J		0			
	1 大変満足						2	2 人		の回答数					
	2 おおむね満足						- 2	2 人	*(1)	と同数() 以下)	又はそれ				
⑥ 講座の全体評価	3 どちらとも言えない						(	0 人	-		4				
	4 やや不満						0.00.0	(	0 人						
	5 大いに不満							(	) 人	]					
(3)受講者、受給者の													職務内容	字変化等	
<b>の処遇改善の状況、</b> 入学時から全員職に										)側の評	<u>価等</u>	)			
(公立学校、教育委		ク、19	) IX U	) I C INL C	ハナ	寸マノ4成1	I ⊂ 13/1 0 ·	C 0 . 0 .							
5. 教育訓練の受講					去並び	<b>にその</b>	レベル	を受講	者に対!	して明ら	かにす	るため	の具体的	りな方法	
1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル 到達度の把握・測定方法					大学	·院学材	交教育研	·究科(原	<b>∮門職</b> '	学位課程	星)ディ	プロマ・	ポリシー	-による。	
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場	所, 時期	期間・「	可数												

## 専門実践教育訓練明示書

6. 受講効果の把握方	法												
(1)受講認定基準 (6ヶ月ごとの出席率・定 準)	さ					受講認定は、定期試験の結果及び受講状況等を総合して行う。成績の評語は、S (90点以上100点以下)、A(80点以上90点未満)、B(70点以上80点未満)、 C(60点以上70点未満)及びF(60点未満)とする。(兵庫教育大学学則第42 条)							
(2)受講認定基準に係るのレベル到達度把握・測	標に対する技能・知識	大学院学校教育研究科(専門職学位課程)カリキュラム・ポリシーによる。 定期試験は、当該授業科目が終了する学期末又は学年末に、筆記若しくは口述 による試験又は報告書等によって行う。											
				2年以上在学し、所定の46単位(2年間の学修成果に関する最終試験を含む。) 以上の単位を修得すること。(兵庫教育大学学則第68条第2項)									
(4)修了認定基準に係る のレベル到達度把握・測	標に対する技能・知識	大学院学校教育研究科(専門職学位課程)ディプロマ・ポリシーによる。											
7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法													
(1)受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的 修学その他学生生活上の指導・助言を行うために、修学指導教員を置いている。													
(2)受講中又は修了時における資格取得・就職への具体 的なパックアップ体制 (例:資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期 就職に向けた具体的な相談体制の整備状況) 教職キャリア開発センターが就職ガイダンスや情報提供、教員採用試験及び就 職に対する相談・指導に当たっている。また、学務課及び教員養成・研修企画室 職員が、教育職員免許状取得のための修学指導、円滑な実習運営に当たってい る。													
8. その他の事項													
指 定 教 育 訓 練 実 が 及 び 代 表 者 名		国立大学法人 兵庫教	育大	京大学 (代表者名: 学長 (代表者名: 加治佐 哲也 )									
住所及び連絡	2-1			TEL (	795-44-2010	)							
施 設 名 称 及 び 施 設 長 名 兵庫教育大学 大学院				(施設長: 学長 )									
住 所 及 び 連 絡 先 兵庫県加東市下久米94				22-1 TEL 0795-44-2010									
苦情受付者 担当	教務チー	ーム 所属 教育研究支援 ーム 所属 学務課	部 事務担当者 担当			担当 教務チーム	教育 <sup>所属</sup> 学務	研究。 S課	支援部				
連絡先   TE	L	0795-44-2040	連絡先			TEL	0795-44-20	040					
専門実践教育訓練経費	1. 専門	実践教育訓練給付金の	対象	となる経費(	1) +	2)	1,353,600		円				
支払い方法	(※割	料 (税込額) 引・還元措置を実施した: の差引き後の税込額とす			· managamanananananananan		282,000	enconcentration contration contra	P				
②分割払 ③両方可能	(※割	料(税 込 額)  引・還元措置を実施した の差引き後の税込額とす				第1期 第2期 第3期 第4期 第5期 第6期 (うち、必須教材費	267,900 267,900 267,900 267,900						
	2. 専門	実践教育訓練給付金の	対象	外となる経費	(1)	+ 2 + 3 + 4)		(	0円				
	_	任意の教材費(税込額)					0	ı	円				
	_	実習等に伴う交通費・宿	泊費	(税込額)			0		円				
	(3) (4)	施設維持費(税込額) その他(法人への寄付金	<b>≥</b> D/	この指定保険料		超詩代) (趙37 短)	0		円 円				
		[ (1+2) (税込額)	<u> </u>		I V IFI		1,353		円				

## 教育訓練給付制度の適正な利用に必要となる事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解 いただくようお願いいたします。

- (1) 専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な 入学料及び受講料に限られます。
- (2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、 検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額(クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。)も教育訓練経費に含まれるものではありません。
- (3) 現金等(有価証券等を含みます。) や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を 差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受 講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練 給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が 記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 専門実践教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、専門実践教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添けされている場合等にあっては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものとは認められていませんので、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることはできません。